

## 1. 応募要件の緩和

- ・アンケートは、実績要件、資格要件等の緩和を求める意見が多く見られた。
- ・これらの意見を踏まえ、民間参加可能者数を大幅に拡大するため、技術等の評価を行う企画競争方式又は総合評価落札方式において応募要件の更なる緩和を行う。

### 1) 企業及び管理技術者に求める実績要件の緩和

- ・民間企業による新規参入を促進するため、企業及び管理技術者に求める実績要件の緩和。
- ・特に企業に求める実績については、同種・類似業務の実績要件を必要最小限の技術力確保を目的とした実績要件へ変更。

### 2) 管理技術者に求める資格要件の緩和

- ・平成20年度より一般的に認知されている資格で参加可能としており、基本的には同じ要件とするが、技術審査業務及び用地補償総合技術業務については緩和。

### 3) 企業に求める制限(中立性の要件の緩和)

- ・発注者支援業務の受注者と業務の対象工事の請負者等との利益相反を防止するための中立性要件について、当該要件に該当する者が必要最小限となるよう見直す。

### 4) 管理技術者の企業との直接雇用関係の緩和

- ・平成20年度業務では、企業と管理技術者に参加表明書の提出時点で3ヶ月以上の直接雇用関係を求めていたが、契約の締結までに技術者を雇用して新規参入をすることも可能となるよう、履行期間中の直接雇用関係を求める要件に緩和。

## 2. 契約の見直し

- ・アンケートでは、多くの技術者を専属的に配置する業務の特性から、技術者を確保した上で競争の結果受注できなかった場合のリスクを懸念する意見が多く見られた。また、会社の規模に比して発注規模が大きいため、発注ロットの細分化を求める意見も多く見られた。
- ・これらの意見を踏まえ、契約条件に関して以下の改善策を講じる。

### 1) 発注ロットの縮小

- ・業務遂行上の効率性及びコストを勘案した上で、発注ロットを縮小。

### 2) その他の課題

- ・複数年度契約の導入及び共同企業体による業務参加については、国庫債務負担行為を活用した複数年度契約の導入可能性及び設計共同体制度の活用方策について、引き続き検討。

# 平成21年度発注者支援業務等の契約方式等について

## 3. 準備期間の確保

- ・アンケートでは、業務着手に向けた準備期間の確保等のために早い段階で契約の相手方を特定して欲しいとの意見が多く見られた。
- ・平成20年度は、年度当初を履行開始日とする業務において、前年度3月末に契約の相手方を特定していたが、これらの意見を踏まえ、技術者の配置や活動拠点の準備等の期間を確保するために、3月上旬に契約の相手方を特定できるよう入札契約手続の前倒しを行う。

## 4. 情報提供の拡大

- ・アンケートでは、発注の見通しの公表や手続開始の公示など、個別案件の発注関連情報について、より早い時期により詳細な情報の提供を求める意見が多く見られた。また、高速道路株式会社や都道府県政令市からの受注実績など、応募要件の緩和により既に認められている実績についての緩和を求める意見が比較的多く見られるなど、応募要件等の詳細については、十分に伝わっていない面も見られた。
- ・このため、3.の準備期間の確保に加え、情報提供の拡充のための措置を講じる。

### 1) 民間事業者向け説明会の開催

- ・契約方式や応募要件の見直し内容等の情報提供を行うため、各地方整備局において、[入札公告等に先立ち民間事業者向けの説明会を開催](#)。

### 2) 入札公告に掲載する情報の充実

- ・インターネット等により簡易な方法で入手できる入札公告において、[具体的な応募要件を記載](#)するなどの情報の充実を図る。

(参考)平成21年度当初を履行開始日とする業務における入札契約手続スケジュールのイメージ

11月下旬以降	：	発注の見通しの公表
12月上旬	：	民間事業者向け説明会を開催 <a href="#">(中国地整開催平成20年12月8日(月))</a>
12月下旬以降	：	入札公告又は手続開始の公示
3月上旬以降	：	開札又は特定
4月1日	：	履行開始。

## 5. 総合評価落札方式の試行の拡大

- ・平成19年12月26日に公表した「国土交通省における随意契約の総点検、見直しについて」において、発注者支援業務等について総合評価落札方式の試行を開始し、2～3年後の本格導入を目指す。
- ・この方針に基づき、平成20年度においては約100件程度で総合評価落札方式を導入したところであるが、平成21年度においては、一般競争入札による総合評価落札方式の拡大を図る。

【参考資料】平成21年度発注予定の主な業務における標準的な応募要件(案)

平成21年度の応募要件等は現時点で案であり、今後変更することもあります。また各業務の特性によりこの表とは異なる要件とする場合があります。従って、各業務の実際の実務要件については、今後公表される各業務の入札公告・入札説明書等でご確認下さい。

主な業務類型		標準的な応募要件(概要)			
		企業実績(注1)	管理技術者の資格(注2)	管理技術者の実績(注1)	業務実施体制(営業拠点等)
発注者支援	積算技術業務(注3)	【発注機関】 国の機関 特殊法人等 地方公共団体 (都道府県・市町村・地方公共団体の組合・財産区・地方開発事業団) 公益法人(社団・財団法人) 大規模な土木工事を行う公益民間企業 (鉄道会社・空港会社・道路会社・電力会社・ガス会社・石油蓄積会社・電気通信会社) 【対象業務】 発注者支援業務 (積算技術・技術審査・品質検査・工事管理) 河川公物管理 (巡視・許可審査・ダム堰管理・排水機場) 道路公物管理 (巡回・許可審査・適正化指導) CM業務 PFI事業における技術アドバイザー業務 河川土木設計(予備・詳細) 道路土木設計(概略・予備・詳細) 河川調査検討・計画策定業務 道路調査検討・計画策定業務 河川管理施設調査・運用・点検業務 道路管理施設調査・運用・点検業務 測量業務 地質調査業務 同種・類似の区分なし	公共工事発注者支援業務技術者 又は発注者が認めた同等の資格を有する者 技術士(総合技術監理部門・建設又は建設部門) 土木学会上級 土木学会一級技術者 1級土木施工管理技士 RCCM又は同等の資格を有する者(技術士と同様な部門) 公共工事の発注者として技術的実務経験を25年以上有するもの 公共工事発注者支援業務技術者 又は発注者が認めた同等の資格を有する者 技術士(総合技術監理部門・建設又は建設部門) 土木学会上級 土木学会一級技術者 1級土木施工管理技士 RCCM又は同等の資格を有する者(技術士と同様な部門) 公共工事の発注者として技術的実務経験を25年以上有するもの	同種【発注機関】 国、都道府県、政令市、特殊法人等 下請けを含む 【対象業務】 発注者支援業務(積算技術・技術審査・品質検査・工事管理) 発注者としての経験 類似【発注機関】 国、都道府県、政令市、特殊法人、地方公共団体、地方公社、公益法人、公益民間企業 地方公共団体(都道府県及び政令市を除く)、地方公社、公益法人、公益民間企業 【対象業務】 上記 が発注した下記(1)～(7)、(9)の業務 上記 が発注した下記(8)、(9)の業務 (1)河川公物管理(巡視・許可審査・ダム管理・堰管理・排水機場管理) (2)道路公物管理(巡回・許可審査・適正化指導) (3)CM業務 (4)PFI事業技術アドバイザー業務 (5)河川土木設計(予備・詳細) (6)道路土木設計(概略・予備・詳細) (7)土木工事(監理技術者) (8)発注者支援業務(積算技術・技術審査・品質検査・工事管理) (9)発注者としての経験 業務内容が河川関係・道路関係により異なります。	地方整備局管内
	工事管理業務(注4)				
	品質検査業務(注5)				
	技術審査業務(注6)				

【参考資料】平成21年度発注予定の主な業務における標準的な応募要件(案)

平成21年度の応募要件等は現時点で案であり、今後変更することもあります。また各業務の特性によりこの表とは異なる要件とする場合があります。従って、各業務の実際的な要件については、今後公表される各業務の入札公告・入札説明書等でご確認下さい。

主な業務類型		標準的な応募要件(概要)			
		企業実績(注1)	管理技術者の資格(注2)	管理技術者の実績(注1)	業務実施体制(営業拠点等)
河川 公物 管理 補助	河川巡視支援業務	【発注機関】 国の機関 特殊法人等 地方公共団体 (都道府県・市町村・地方公共団体の組合・財産区・地方開発事業団) 公益法人(社団・財団法人) 大規模な土木工事を行う公益民間企業 (鉄道会社・空港会社・道路会社・電力会社・ガス会社・石油蓄積会社・電気通信会社)	技術士(総合管理部門-建設又は建設部門) 1級土木施工管理技士 RCCM又は同等の資格を有する者(技術士と同様な部門) 河川法第77条第1項の河川管理員の経験1年以上 河川又は道路関係の技術的実務経験を25年以上有する者	同種業務 【発注機関】 国の機関 都道府県 政令市 下請け等を含む  【対象業務】 河川公物管理(巡視・許可審査・ダム管理・堰管理・排水機場管理) 発注者としての経験	県内
	河川許認可審査支援業務	【対象業務】 発注者支援業務 (積算技術・技術審査・品質検査・工事管理) 河川公物管理 (巡視・許可審査・ダム堰管理・排水機場) 道路公物管理 (巡回・許可審査・適正化指導) CM業務 PFI事業における技術アドバイザー業務 河川土木設計(予備・詳細) 道路土木設計(概略・予備・詳細) 河川調査検討・計画策定業務 道路調査検討・計画策定業務 河川管理施設調査・運用・点検業務 道路管理施設調査・運用・点検業務 測量業務 地質調査業務		類似【発注機関】 国、都道府県、政令市、特殊法人、地方公共団体、地方公社、公益法人、公益民間企業 地方公共団体(都道府県及び政令市を除く)、地方公社、公益法人、公益民間企業  【対象業務】 上記 が発注した下記(1)～(5)、(7)の業務 上記 が発注した下記(6)、(7)の業務 (1)発注者支援業務(積算技術・工事管理・品質検査・技術審査) (2)河川管理施設調査・運用・点検業務 (3)河川土木設計 (4)河川調査検討・計画策定業務 (5)土木工事の監視技術者 (6)河川公物管理(河川巡視・許可審査・ダム堰管理・排水機場管理) (7)発注者としての経験	地方整備局管内
	ダム・堰管理支援業務	同種・類似の区分なし		業務分類により異なります	県内
道路 公物 管理 補助	道路許認可審査業務(管理支援(注7)特車支援(注8))	同種・類似の区分なし	技術士(総合管理部門-建設又は建設部門) 1級土木施工管理技士 RCCM又は同等の資格を有する者(技術士と同様な部門) 道路法第71条第4項の道路管理員の経験1年以上 河川又は道路関係の技術的実務経験を25年以上有する者	同種【発注機関】 国 都道府県 政令市 特殊法人等 下請けを含む  【対象業務】 道路公物管理(巡回・許認可審査・適正化指導) 発注者としての経験	地方整備局管内

## 【参考資料】平成21年度発注予定の主な業務における標準的な応募要件(案)

平成21年度の応募要件等は現時点で案であり、今後変更することもあります。また各業務の特性によりこの表とは異なる要件とする場合があります。従って、各業務の実際の要件については、今後公表される各業務の入札公告・入札説明書等でご確認下さい。

主な業務類型		標準的な応募要件(概要)			
		企業実績(注1)	管理技術者の資格(注2)	管理技術者の実績(注1)	業務実施体制(営業拠点等)
用地 事務 補助	用地補償総合技術業務(注9)	・国、特殊法人等、地方公共団体その他土地収用法対象事業に係る起業者が発注した「補償コンサルタント登録規程」に基づく8部門(注10)のいずれかの部門に係る業務	・総合補償部門を除く7部門(注11)全てに登録された補償業務管理士であって、5年以上の指導監督の実務経験を有する者 ・総合補償部門(注12)に登録された補償業務管理士(総合補償士) ・「補償コンサルタント登録規程」に基づく総合補償部門に係る補償業務管理者		地方整備局管内

(注1)平成11年度以降(用地事務補助については平成16年度以降)に、各欄に掲げるいずれかの実績を1件以上。なお、平成20年度完了見込み業務も対象となります。

(注2)各欄に掲げる資格のいずれかを有する者、なお、用地事務補助については担当技術者をいう。

(注3)積算に必要な現地調査、工事発注図面・数量総括表・数量計算書の作成、積算資料の作成、積算データ入力等

(注4)指示・地元調整等に必要な資料の作成、工事請負者から提出された資料と設計図書との照合、工事の設計変更に必要な資料作成等

(注5)材料確認・段階確認等による設計図書との照合等

(注6)工事発注資料の作成、競争参加者から提出された技術資料等の分析・整理等

(注7)各種占用申請の審査・指導、境界確認申請審査・現地立ち会い等

(注8)特殊車両申請の審査

(注9)補償金算定書の損失補償基準等との適合性の照合、権利者毎の公共用地交渉方針の策定、公共用地交渉の実施等

(注10)「補償コンサルタント登録規程」(昭和59年9月21日付け建設省告示第1341号)別表に掲げる土地調査部門、土地評価部門、物件部門、機械工作物部門、営業補償・特殊補償部門、事業損失部門、補償関連部門及び総合補償部門を指す。

(注11)(社)日本補償コンサルタント協会が実施している補償業務管理士資格制度の登録部門である土地調査部門、土地評価部門、物件部門、機械工作物部門、営業補償・特殊補償部門、事業損失部門及び補償関連部門を指す。

(注12)(社)日本補償コンサルタント協会が実施している補償業務管理士資格制度の登録部門である総合補償部門を指す。

応募要件比較表(平成20年度/平成21年度)

		積算技術業務(土木工事の積算の場合)	
		平成20年度	平成21年度
契約方式		簡易公募型プロポーザル方式	簡易公募型プロポーザル方式又は一般競争(総合評価落札方式)
企業	業務実績に関する要件	<p>同種</p> <p>【発注機関】</p> <p>地方整備局 北海道開発局 沖縄総合事務局開発建設部 特殊法人等</p> <p>【対象業務】</p> <p>土木工事に関する積算技術業務</p> <p>類似</p> <p>【発注機関】</p> <p>都道府県 政令市</p> <p>【対象業務】</p> <p>土木工事に関する積算技術業務</p>	<p>同種・類似の区分なし</p> <p>【発注機関】</p> <p>国の機関 地方公共団体 (都道府県・市町村・地方公共団体の組合・財産区・地方開発事業団) 地方公社等 (道路公社・土地開発公社・住宅供給公社) 特殊法人等 公益法人(社団・財団法人) 大規模な土木工事を行う公益民間企業 (鉄道・空港・道路・電力・ガス・石油蓄積・電気通信)</p> <p>【対象業務】</p> <p>発注者支援業務(積算技術・技術審査・品質検査・工事管理) 河川公物管理(巡視・許可審査・ダム・堰管理・排水機場管理) 道路公物管理(巡視・許可審査・適正化指導) CM業務 PFI事業技術アドバイザー業務 河川土木設計(予備・詳細) 道路土木設計(概略・予備・詳細) 河川調査検討・計画策定業務 道路調査検討・計画策定業務 河川管理施設調査・運用・点検業務 道路管理施設調査・運用・点検業務 測量業務(測量作業・測量調査) 地質調査業務(ボーリング調査・地質調査)</p>
	業務実施体制	地方整備局に営業拠点があること。	地方整備局に営業拠点があること。
管理技術者	資格要件	以下のいずれかを満足すること。 公共工事発注者支援業務技術者・ 技術士(総合監理部門・建設又は建設部門) 土木学会上級 土木学会一級技術者 1級土木施工管理技士 RCCM(技術士と同様な部門) 公共工事の発注者として技術的実務経験を25年以上有する者	以下のいずれかを満足すること。 公共工事発注者支援業務技術者・ 又は発注者が認めた同等の資格を有する者 技術士(総合監理部門・建設又は建設部門) 土木学会上級 土木学会一級技術者 1級土木施工管理技士 RCCM又は同等の資格を有する者(技術士と同様な部門) 公共工事の発注者として技術的実務経験を25年以上有する者
	同種(類似)業務の実務経験	<p>同種</p> <p>【発注機関】</p> <p>地方整備局 北海道開発局 沖縄総合事務局開発建設部 特殊法人等</p> <p>【対象業務】</p> <p>土木工事に関する積算技術業務 発注者として 「積算・監督職員・検査職員」の経験</p> <p>類似</p> <p>【発注機関】</p> <p>都道府県 政令市</p> <p>【対象業務】</p> <p>土木工事に関する積算技術業務 発注者として 「積算・監督職員・検査職員」の経験</p>	<p>同種</p> <p>【発注機関】</p> <p>国、都道府県、政令市、特殊法人等 下請けを含む</p> <p>【対象業務】</p> <p>発注者支援業務(積算技術・技術審査・品質検査・工事管理) 発注者としての経験</p> <p>類似</p> <p>【発注機関】</p> <p>国、都道府県、政令市、特殊法人、地方公共団体、地方公社、 公益法人、公益民間企業 地方公共団体(都道府県及び政令市を除く)、地方公社、 公益法人、公益民間企業</p> <p>【対象業務】</p> <p>上記が発注した下記(1)～(7)、(9)の業務 上記が発注した下記(8)、(9)の業務 (1)河川公物管理(巡視・許可審査・ダム、堰管理・排水機場管理) (注:道路の場合は削除) (2)道路公物管理(巡回・許可審査・適正化指導) (注:河川の場合は削除) (3)CM業務 (4)PFI事業技術アドバイザー業務 (5)河川土木設計(予備・詳細) (注:道路の場合は削除) (6)道路土木設計(概略・予備・詳細) (注:河川の場合は削除) (7)土木工事(監理技術者) (8)発注者支援業務(積算技術・技術審査・品質検査・工事管理) (9)発注者としての経験</p>
	恒常的な雇用関係	参加表明書の提出日以前に3ヶ月以上の直接的な雇用関係が必要	参加表明書の提出日に直接的な雇用関係が必要 又は契約予定日に直接的な雇用関係を証明できること。
担当技術者	資格要件(特記仕様書に記載)	以下のいずれかを満足すること。 公共工事発注者支援業務技術者・ 技術士(総合監理部門・建設又は建設部門) 土木学会上級 土木学会一級技術者 1級土木施工管理技士 2級土木施工管理技士 RCCM(技術士と同様な部門) 公共工事の発注者として技術的実務経験を10年以上有する者 同種及び類似業務における1件以上の経験	以下のいずれかを満足すること。 公共工事発注者支援業務技術者・ 又は発注者が認めた同等の資格を有する者 技術士(総合監理部門・建設又は建設部門) 土木学会上級 土木学会一級技術者 1級土木施工管理技士 2級土木施工管理技士 RCCM又は同等の資格を有する者(技術士と同様な部門) 公共工事の発注者として技術的実務経験を10年以上有する者 同種及び類似業務における1件以上の経験
	参加資格要件	建設業許可者と資本面・人事面で関係がないこと。 担当技術者の出向元・派遣元が建設業許可者との関係がないこと。	本業務の履行期間中に工期がある当該事務所発注工事に参加している者(下請け等を含む)及びその受注者と資本面・人事面で関係のある者は本業務の入札に参加できない。
中立性	受注者に対する事後制限	本業務受注者及び受注者と資本面・人事面で関係のある製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札又は当該工事の受注ができない。	本業務受注者及び受注業者と資本面・人事面で関係のある者は平成21年度の当該事務所発注工事の入札への参加等(下請け等を含む)できない。

平成21年度の実務要件等は現時点で案であり、今後変更することもあります。また各業務の特性によりこの表とは異なる要件とする場合があります。従って、各業務の実務の要件については、今後公表される各業務の入札公告・入札説明書等でご確認下さい。機械設備及び電気通信設備工事に関する積算技術業務の場合は要件が異なります。

応募要件比較表(平成20年度/平成21年度)

		品質検査業務(土木工事の場合)	
		平成20年度	平成21年度
契約方式		簡易公募型プロポーザル方式	簡易公募型プロポーザル方式又は一般競争(総合評価落札方式)
企業	業務実績に関する要件	<p>同種</p> <p>〔発注機関〕 地方整備局 北海道開発局 沖縄総合事務局開発建設部 特殊法人等</p> <p>〔対象業務〕 土木工事に関する品質検査業務</p> <p>類似</p> <p>〔発注機関〕 都道府県 政令市 地方整備局・北海道開発局・沖縄総合事務局開発建設部 ・特殊法人等</p> <p>〔対象業務〕 上記 発注の土木工事に関する品質検査業務 又は工事管理業務 上記 発注の土木工事に関する工事管理業務</p>	<p>同種・類似の区分なし</p> <p>〔発注機関〕 国の機関 地方公共団体 (都道府県・市町村・地方公共団体の組合・財産区・地方開発事業団) 地方公社等 (道路公社・土地開発公社・住宅供給公社) 特殊法人等 公益法人(社団、財団法人) 大規模な土木工事を行う公益民間企業 (鉄道・空港・道路・電力・ガス・石油蓄積・電気通信)</p> <p>〔対象業務〕 発注者支援業務(積算技術・技術審査・品質検査・工事管理) 河川公物管理(巡視・許可審査・ダム、堰管理・排水機場管理) 道路公物管理(巡視・許可審査・適正化指導) CM業務 PFI事業技術アドバイザー業務 河川土木設計(予備・詳細) 道路土木設計(概略・予備・詳細) 河川調査検討・計画策定業務 道路調査検討・計画策定業務 河川管理施設調査・運用・点検業務 道路管理施設調査・運用・点検業務 測量業務(測量作業・測量調査) 地質調査業務(ボーリング調査・地質調査)</p>
	業務実施体制	地方整備局に営業拠点があること。	地方整備局に営業拠点があること。
管理技術者	資格要件	以下のいずれかを満足すること。 公共工事発注者支援業務技術者 技術士(総合監理部門 - 建設又は建設部門) 土木学会上級 土木学会一級技術者 1級土木施工管理技士 RCCM(技術士と同部門) 公共工事の発注者として技術的実務経験を25年以上有する者	以下のいずれかを満足すること。 公共工事発注者支援業務技術者 又は発注者が認めた同等の資格を有する者 技術士(総合監理部門 - 建設又は建設部門) 土木学会上級 土木学会一級技術者 1級土木施工管理技士 RCCM又は同等の資格を有する者(技術士と同部門) 公共工事の発注者として技術的実務経験を25年以上有する者
	同種(類似)業務の実務経験	<p>同種</p> <p>〔発注機関〕 地方整備局 北海道開発局 沖縄総合事務局開発建設部 特殊法人等 下請け等を含む</p> <p>〔対象業務〕 土木工事に関する品質検査業務 発注者として 「監督職員・検査職員」の経験</p> <p>類似</p> <p>〔発注機関〕 都道府県 政令市 地方整備局・北海道開発局・沖縄総合事務局開発建設部 ・特殊法人等</p> <p>〔対象業務〕 上記 発注の土木工事に関する品質検査業務 又は工事管理業務又は工事の監理技術者 上記の発注者として 「監督職員・検査職員」の経験 上記 発注の土木工事に関する工事管理業務 又は土木工事の監理技術者</p>	<p>同種</p> <p>〔発注機関〕 国、都道府県、政令市、特殊法人等 下請けを含む</p> <p>〔対象業務〕 発注者支援業務(積算技術・技術審査・品質検査・工事管理) 発注者としての経験</p> <p>類似</p> <p>〔発注機関〕 国、都道府県、政令市、特殊法人、地方公共団体、地方公社、 公益法人、公益民間企業 地方公共団体(都道府県及び政令市を除く)、地方公社、 公益法人、公益民間企業</p> <p>〔対象業務〕 上記 が発注した下記(1)～(7)、(9)の業務 上記 が発注した下記(8)、(9)の業務 (1)河川公物管理(巡視・許可審査・ダム、堰管理・排水機場管理) (注:道路の場合は削除) (2)道路公物管理(巡回・許認可審査・適正化指導) (注:河川の場合は削除) (3)CM業務 (4)PFI事業技術アドバイザー業務 (5)河川土木設計(予備・詳細) (注:道路の場合は削除) (6)道路土木設計(概略・予備・詳細) (注:河川の場合は削除) (7)土木工事(監理技術者) (8)発注者支援業務(積算技術・技術審査・品質検査・工事管理) (9)発注者としての経験</p>
	恒常的な雇用関係	参加表明書の提出日以前に3ヶ月以上の直接的な雇用関係が必要	参加表明書の提出日に直接的な雇用関係が必要 又は契約予定日に直接的な雇用関係を証明できること。
担当技術者	資格要件(特記仕様書に記載)	以下のいずれかを満足すること。 公共工事発注者支援業務技術者 技術士(総合監理部門 - 建設又は建設部門) 土木学会上級 土木学会一級技術者 1級土木施工管理技士 2級土木施工管理技士 RCCM(技術士と同部門) 公共工事の発注者として技術的実務経験を10年以上有する者 同種及び類似業務における1件以上の経験	以下のいずれかを満足すること。 公共工事発注者支援業務技術者 又は発注者が認めた同等の資格を有する者 技術士(総合監理部門 - 建設又は建設部門) 土木学会上級 土木学会一級技術者 1級土木施工管理技士 2級土木施工管理技士 RCCM又は同等の資格を有する者(技術士と同部門) 公共工事の発注者として技術的実務経験を10年以上有する者 同種及び類似業務における1件以上の経験
	参加資格要件	建設業許可者と資本金・人面で関係がないこと。 担当技術者の出向元・派遣元が建設業許可者との関係がないこと。	本業務の履行期間中に工期がある当該事務所発注工事に参加している者(下請け等を含む)及びその受注者と資本金・人面で関係のある者は本業務の入札に参加できない。
中立性	受注者に対する事後制限	本業務受注者及び受注者と資本金・人面で関係のある製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札又は当該工事の受注ができない。	本業務受注者及び受注業者と資本金・人面で関係のある者は平成21年度の当該事務所発注工事の入札への参加等(下請け等を含む)できない。

平成21年度の応募要件等は現時点で案であり、今後変更することもあります。また各業務の特性によりこの表とは異なる要件とする場合があります。従って、各業務の実際の要件については、今後公表される各業務の入札公告・入札説明書等で確認下さい。機械設備及び電気通信設備工事に関する品質検査業務の場合は要件が異なります。

応募要件比較表(平成20年度/平成21年度)

		河川巡視業務	
		平成20年度	平成21年度
契約方式		簡易公募型プロポーザル方式	簡易公募型プロポーザル方式又は一般競争(総合評価落札方式)
企業	業務実績に関する要件	<p>同種 【発注機関】 地方整備局 北海道開発局 沖縄総合事務局開発建設部 都道府県 政令市</p> <p>【対象業務】 河川巡視業務</p> <p>類似 【発注機関】 同種と同じ</p> <p>【対象業務】 堤防調査業務 河川管理施設調査業務</p>	<p>同種・類似の区分なし 【発注機関】 国の機関 地方公共団体 (都道府県・市町村・地方公共団体の組合・財産区・地方開発事業団) 地方公社等 (道路公社・土地開発公社・住宅供給公社) 特殊法人等 公益法人(社団、財団法人) 大規模な土木工事を行う公益民間企業 (鉄道・空港・道路・電力・ガス・石油蓄積・電気通信)</p> <p>【対象業務】 発注者支援業務(積算技術・技術審査・品質検査・工事管理) 河川公物管理(巡視・許可審査・ダム、堰管理・排水機場管理) 道路公物管理(巡視・許可審査・適正化指導) CM業務 PFI事業技術アドバイザー業務 河川土木設計(予備・詳細) 道路土木設計(概略・予備・詳細) 河川調査検討・計画策定業務 道路調査検討・計画策定業務 河川管理施設調査・運用・点検業務 道路管理施設調査・運用・点検業務 測量業務(測量作業・測量調査) 地質調査業務(ボーリング調査・地質調査)</p>
	業務実施体制	県内に営業拠点があること。	県内に営業拠点があること。
管理技術者	資格要件	以下のいずれかを満足すること。 技術士(総合監理部門 - 建設又は建設部門) 1級土木施工管理技士 RCCM(技術士と同部門) 河川法第77条第1項の河川監理員の経験を1年以上有する者 河川又は道路関係の行政経験を25年以上有する者	以下のいずれかを満足すること。 技術士(総合監理部門 - 建設又は建設部門) 1級土木施工管理技士 RCCM又は同等の資格を有する者(技術士と同部門) 河川法第77条第1項の河川監理員の経験を1年以上有する者 河川又は道路関係の技術的行政経験を25年以上有する者
	同種(類似)業務の実務経験	<p>同種 【発注機関】 地方整備局 北海道開発局 沖縄総合事務局開発建設部 都道府県 政令市 下請け等を含む</p> <p>【対象業務】 河川巡視業務 発注者としての河川巡視の経験</p> <p>類似 【発注機関】 同種と同じ</p> <p>【対象業務】 堤防調査業務 河川管理施設調査業務 発注者としての堤防又は河川管理施設の調査の経験</p>	<p>同種 【発注機関】 国、都道府県、政令市、特殊法人等 下請けを含む</p> <p>【対象業務】 河川公物管理業務(巡視・許可審査・ダム、堰管理・排水機場管理) 発注者としての経験</p> <p>類似 【発注機関】 国、都道府県、政令市、特殊法人、地方公共団体、地方公社、公益法人、公益民間企業 地方公共団体(都道府県及び政令市を除く)、地方公社、公益法人、公益民間企業</p> <p>【対象業務】 上記 が発注した下記(1)～(5)、(7)の業務 上記 が発注した下記(6)、(7)の業務 (1)発注者支援業務(積算技術・技術審査・品質検査・工事管理) (2)河川管理施設調査・運用・点検業務 (3)河川土木設計(予備・詳細) (4)河川調査検討・計画策定業務 (5)土木工事(監理技術者) (6)河川公物管理(巡視・許可審査・ダム、堰管理・排水機場管理) (7)発注者としての経験</p>
恒常的な雇用関係		参加表明書の提出日以前に3ヶ月以上の直接的な雇用関係が必要	参加表明書の提出日に直接的な雇用関係が必要 又は契約予定日に直接的な雇用関係を証明できること。
担当技術者	資格要件(特記仕様書に記載)	以下のいずれかを満足すること。 技術士(総合監理部門 - 建設又は建設部門) 1級土木施工管理技士 2級土木施工管理技士 RCCM(技術士と同部門) 河川法第77条第1項の河川監理員の経験を1年以上有する者 同種又は類似業務の経験を1件以上有する者 河川又は道路関係の技術的行政経験を10年以上有する者	以下のいずれかを満足すること。 技術士(総合監理部門 - 建設又は建設部門) 1級土木施工管理技士 2級土木施工管理技士 RCCM又は同等の資格を有する者(技術士と同部門) 河川法第77条第1項の河川監理員の経験を1年以上有する者 同種又は類似業務の経験を1件以上有する者 河川又は道路関係の技術的行政経験を10年以上有する者
	参加資格要件	業務対象河川内の占用業者等と資本若しくは人事面等において関連があるものでないこと。	制限なし
中立性	受注者に対する事後制限	本業務受注者及び受注者と資本面・人事面で関係のある製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札又は当該工事の受注ができない。	制限無し

平成21年度の応募要件等は現時点で案であり、今後変更することもあります。また各業務の特性によりこの表とは異なる要件とする場合があります。従って、各業務の実際の要件については、今後公表される各業務の入札公告・入札説明書等でご確認下さい。



## 平成 21 年度発注者支援業務等の契約方式等について

国土交通省では、発注者支援業務等（発注者支援業務、公物管理補助業務及び用地事務補助業務）について、民間企業の積極的な参加による競争性の向上を目的として、平成 19 年 12 月 26 日に「国土交通省における随意契約の総点検、見直しについて」を公表し、参加者の有無を確認する公募手続を全廃して企画競争等より競争性の高い契約方式に移行すること、応募要件の設定に際し予め民間参加可能者数が原則 10 社以上あることを確認することなどの改善策をとりまとめたところである。

また、改善策の公表後には、改善策の業界団体への周知や発注関連情報のポータルサイトの設置など、積極的な情報提供に努めてきたところである。

一方で、12 月末の改善策の公表から平成 20 年度業務の入札手続の開始までの期間が 1～2 ヶ月程度であったことから、十分な準備期間を確保して欲しいとの意見もあったところである。また、アンケート結果によれば、民間事業者においても、未経験分野の不慣れによるリスク懸念やマーケット環境の見極め中など、現時点では慎重な姿勢を取っていると伺える面もみられた。

結果として、平成 20 年度業務においては、民間企業の参入が一定程度促進された一方、一者応募となった案件も多いという課題が残る状況となっている。

このため、平成 21 年度の発注者支援業務等における競争性の一層の向上を目的として、平成 20 年 6 月に実施した発注者支援業務等に関する民間事業者へのアンケート結果も踏まえつつ、契約方式、応募要件等について更なる改善策を講じることとする。

## 1. 応募要件の緩和

アンケートでは、実績要件、資格要件等の緩和を求める意見が多く見られた。

これらの意見を踏まえ、民間参加可能者数を大幅に拡大するため、技術等の評価を行う企画競争方式又は総合評価落札方式において、応募要件の更なる緩和を行う。

### (1) 企業及び管理技術者に求める実績要件

民間企業による新規参入を促進するため、企業及び管理技術者に求める実績要件の一段の緩和を行う。

特に企業に求める実績については、当該業務分野における経験を重視した技術力確保を目的とした同種・類似業務の実績要件から、必要最小限の技術力確保を目的とした実績要件へ変更することにより大幅な緩和を行う。

### (2) 管理技術者に求める資格要件

平成20年度業務より技術士などの一般的に認知されている資格で参加可能としており、基本的には同じ要件とするが、更なる緩和が可能な技術審査業務及び用地補償総合技術業務については、一段の緩和を行う。

### (3) 中立性要件

発注者支援業務の受注者と業務の対象工事の請負者等との利益相反を防止するための中立性要件について、当該要件に該当する者が必要最小限となるよう見直しを行う。

### (4) 管理技術者の直接雇用関係

平成20年度業務では、企業と管理技術者に参加表明書の提出時点で3ヶ月以上の直接雇用関係を求めていたが、契約の締結までに技術者を雇用して新規参入をすることも可能となるよう、履行期間中の直接雇用関係を求める要件に緩和を行う。

## 2 . 契約条件の見直し

アンケートでは、多くの技術者を専属的に配置する業務の特性から、技術者を確保した上で競争の結果受注できなかった場合のリスクを懸念する意見が多く見られた。また、会社の規模に比して発注規模が大きいいため、発注ロットの細分化を求める意見も多く見られた。

これらの意見を踏まえ、契約条件に関して以下の改善策を講じる。

### ( 1 ) 発注ロットの縮小

業務遂行上の効率性及びコストを勘案した上で、発注ロットの縮小を図ることとする。

### ( 2 ) その他の課題

アンケートで意見のあった、複数年度契約の導入及び共同企業体による業務参加については、国庫債務負担行為を活用した複数年度契約の導入可能性及び設計共同体制度の活用方策について、引き続き検討を行うものとする。

## 3 . 準備期間の確保

アンケートでは、業務着手に向けた準備期間の確保等のために早い段階で契約の相手方を特定して欲しいとの意見が多く見られた。

平成 20 年度は、年度当初を履行開始日とする業務において、前年度 3 月末に契約の相手方を特定していたが、これらの意見を踏まえ、技術者の配置や活動拠点の準備等の期間を確保するために、3 月上旬に契約の相手方を特定できるよう入札契約手続の前倒しを行う。

## 4 . 情報提供の拡充

アンケートでは、発注の見通しの公表や手続開始の公示など、個別案件の発注関連情報について、より早い時期により詳細な情報の提供を求める意見が多く見られた。また、高速道路株式会社や都道府県政令市からの受注実績など、応募要件の緩和により既に認められている実績についての緩和を求める意見が比較的多く見られるなど、応募要

件等の詳細については、十分に伝わっていない面も見られた。

このため、3.の準備期間の確保に加え、情報提供の拡充のための措置を講じる。

#### (1) 民間事業者向け説明会の開催

契約方式や応募要件の見直し内容等の情報提供を行うため、各地方整備局において、入札公告等に先立ち民間事業者向けの説明会を開催する。

#### (2) 入札公告に掲載する情報の充実

インターネット等により簡易な方法で入手できる入札公告において、具体的な応募要件を記載するなどの情報の充実を図る。

#### (参考) 平成 21 年度当初を履行開始日とする業務における入札契約 手続スケジュールのイメージ

11 月下旬以降 発注の見通しの公表

12 月 各地方整備局で応募要件等に関する民間事業者向け説明会を開催

12 月下旬以降 入札公告又は手続開始の公示

3 月上旬以降 開札又は特定

4 月 1 日 履行開始

#### 5. 総合評価落札方式の試行の拡大

平成 19 年 12 月 26 日に公表した「国土交通省における随意契約の総点検、見直しについて」において、発注者支援業務等について総合評価落札方式の試行を開始し、2～3年後の本格導入を目指すこととしている。

この方針に基づき、平成 20 年度においては約 100 件程度で総合評価落札方式を導入したところであるが、平成 21 年度においては、一般競争入札による総合評価落札方式の拡大を図ることとする。